

～雇用維持に努力される事業主の皆様へ～

# 中小企業緊急雇用安定助成金 制度説明会のご案内

景気の変動など、経済上の理由により「中小企業緊急雇用安定助成金制度」を利用する事業所が増えています。

雇用の安定を図ることを目的として、制度説明会を開催いたしますので、是非ご参加下さい。



**日 程** 平成23年6月21日(火)10時00分～  
**会 場** 富士商工会議所 4階会議室  
**講 師** ハローワーク富士 雇用指導官 谷川信彦 氏  
**参加費** 無料  
**定 員** 50名  
**申込み** 裏面の申込書をFAXにてお送り下さい。  
**主 催** 富士商工会議所 協力／ハローワーク富士  
**事務局** 富士商工会議所 振興課 TEL52-0995

## 中小企業緊急雇用安定助成金とは

景気の変動など経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させた場合に、当該休業等に係る手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

※本助成金は中小企業向けに雇用調整助成金の内容等を拡充した制度です。

制度概要および参加申込書については裏面をご覧ください↓

# 主な受給の要件

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
  - ・売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること(直近決算の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)
  - ・円高の影響により生産量、売上高の回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限り、)
- ③休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(当面の期間にあつては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)
- ④出向を実施する場合は、3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

# 受給額

- 休業  
休業手当相当額の4/5 (上限金額:7,505円) ※1※2  
支給限度日数:3年間で300日(休業及び教育訓練)
- 教育訓練  
賃金相当額の4/5 (上限金額:7,505円) ※1※2  
上記の金額に事業所内訓練の場合1人1日3,000円を加算  
事業所外訓練の場合1人1日6,000円を加算
- 出向  
出向元で負担した賃金の4/5(上限あり)※1※2  
※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ(4/5→9/10)  
※2 障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ(4/5→9/10)

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

富士商工会議所 振興課 行き

FAX 0545-52-9796

中小企業雇用安定助成金 制度説明会 参加申込書 (6月21日)			
所在地	〒		
フリガナ			
事業所名			
連絡先	TEL	FAX	
業種			
フリガナ		フリガナ	
①受講者氏名		②受講者氏名	